

公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東－ 5	見 積 価 額	1 6 , 1 7 0 , 0 0 0 円
		公売保証金	1 , 6 2 0 , 0 0 0 円
不動産の表示（登記簿の表示による） (土地) 所 在 春日部市中央五丁目 地 番 2 番 2 2 地 目 宅地 地 積 1 8 4 . 2 4 平方メートル (建物) 所 在 春日部市中央五丁目 2 番地 2 2 家屋番号 2 番 2 2 種 類 居宅 構 造 木造セメント瓦葺 2 階建 床面積 1 階 6 1 . 6 9 平方メートル 2 階 5 5 . 8 9 平方メートル			
財産の状況 1 公法上の規制 第一種住居地域（建ぺい率60％、容積率200％） 2 接道条件 南側に幅員約 6 メートルの市道に接面 3 画地条件 地勢：不整形地（袋地）一方路、形状：敷地内ほぼ平坦 高低差：北側市道より約 2 0 センチメートル高位 南側間口約 3 . 0 メートル、奥行約 2 5 . 0 メートル 4 供給処理施設 上下水道あり、都市ガスあり 5 最寄駅等 東武スカイツリーライン「春日部」南方約 8 0 0 メートル（道路距離） 6 令和 8 年 7 月 3 1 日現在、対象不動産は周知の埋蔵文化財包蔵地には含まれていない。 7 築年月 平成 1 1 年 1 1 月 8 その他 （ 1 ）公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 （ 2 ）公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（春日部市）は、担保責任等を負いません。			

- (3) 執行機関(春日部市)は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。
- (4) 土地の境界については隣接所有者と、接面道路(私道)の利用については、道路所有者とそれぞれ協議してください。
- (5) 土地汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。また、廃棄物等の埋設の有無についても専門的な調査は行っておりません。
- (6) 買受代金を納付した時に危険負担は買受人に移転します。その後に発生した財産の破損、焼失などによる損害の負担は買受人が負うことになります。
- (7) 権利移転に伴い費用(登録免許税等)は買受人の負担となります。また、地方税法に基づき、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税が課税されます。
- (8) 居住者あり。建物内部は未確認。
- (9) 敷地内には雑草が生い茂り、北側敷地境界より樹木がはみ出しており、新聞紙等の動産が散乱している。
- (10) 国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。

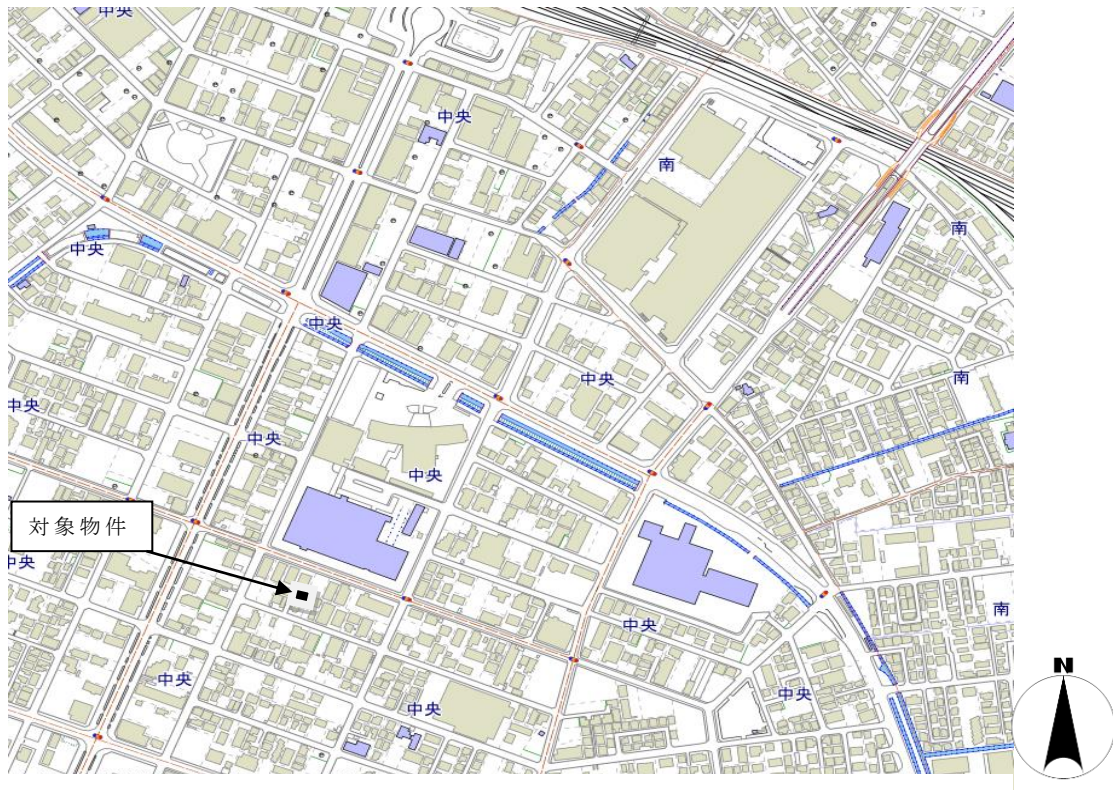
その他事項

混在財産

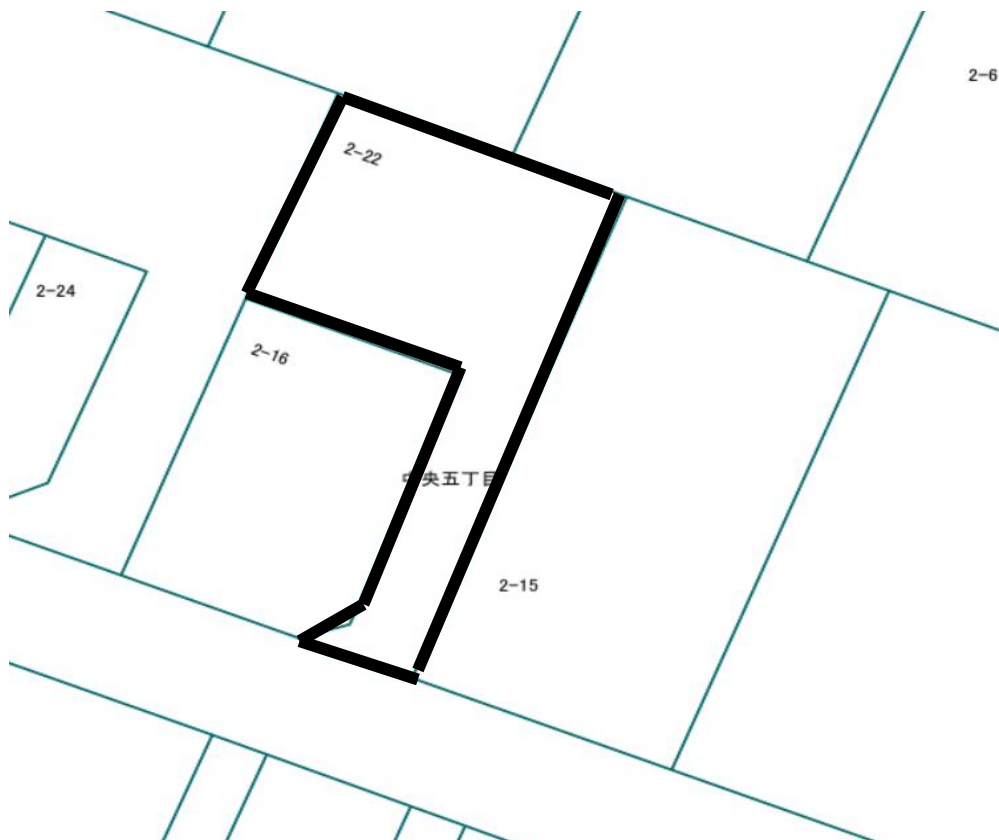
売却区分番号

東 - 5

[所在図]



[公図]



[写真]
南西側から撮影



[写真]
南側から撮影

